

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令」に該当しない者に、事業用自動車の運転を行わせていた。

(道路運送法第25条)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務を行わせていた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)